

『臨床検査技師賠償責任保険』 ご加入のご案内

—賠償責任保険普通保険約款 医療従事者特約条項—



臨床検査技師・
衛生検査技師の
業務を幅広く
補償！



この保険の特長

- ① 社団法人京都府臨床検査技師会の会員の方を対象とする保険です。
- ② 日本国内で行った、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に定められた業務等を対象とします。
- ④ 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。
- ⑤ 業務中の対人事故だけでなく、業務中に他人の財物に損害を与えた場合や人格権侵害も補償します。

臨床検査技師賠償責任保険とは

臨床検査技師・衛生検査技師の方の医療業務等（※）の遂行に起因して事故が発生した場合、その臨床検査技師・衛生検査技師の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※医療業務等とは、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定する医療業務等をいいます。



【ご注意ください】

- ① お支払い対象の事故が起こった場合、臨床検査技師・衛生検査技師の方は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその臨床検査技師・衛生検査技師個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払い対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
- ② 保険期間中に事故が発見された場合のみ補償対象となります。
- ③ 賠償責任保険では、被保険者（補償の対象となる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

お支払いする保険金は

- ① 損害賠償金（示談、和解等による場合でも対象となります。）
 - A. 身体事故・・・被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等
 - B. 財物事故・・・被害物の修理費・再購入費用等（受託物についてはその時価額が限度となります。）
 - C. 人格権侵害・・・人格権侵害に対する慰謝料等
 - ② 争訟費用
訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用等 ※事前に損保ジャパンの承認が必要です。
 - ③ 初期対応費用
事故調査費用、通信費等で妥当な費用（ただし、保険期間を通じて保険金額を限度とします。）
※社会通念上妥当な金額であり、かつ被保険者が支出した費用にかぎり、病院が支出すべき費用は対象となりません。
- ※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合については次のページ以降をご参照ください。

お支払いの対象となる事故は

補 償	保険金お支払いの対象となる事故
① 身体賠償 (医療従事者特約条項)	医療業務に起因して第三者の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
② 財物賠償 (医療従事者特約条項)	医療業務に起因して第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
③ 受託物賠償 (医療従事者特約条項)	患者の所持品（メガネ・入歯など）を預かった際に落として壊してしまったような場合
④ 人格権侵害担保追加条項 (医療従事者特約条項用)	患者の個人情報等を不当に漏えいして、本人・家族から名誉き損で訴えられたような場合
⑤ 初期対応費用担保追加条項 (医療従事者特約条項用)	事故発生時に迅速な対応を必要とするような場合（事故発生時の通信費用など）

保険金額と保険料

(保険期間 1 年)

補償内容	保険金額	1 人あたりの保険料
身体賠償	1 事故につき 1 億円 保険期間中 3 億円	2, 950 円
財物賠償 (受託物を含みます。)	1 事故につき 20 万円	
人格権侵害	1 事故につき 100 万円 保険期間中 100 万円	
初期対応費用	保険期間中 500 万円	

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は賠償責任保険普通保険約款に医療従事者特約条項等を付帯したものです。
保険契約者	社団法人京都府臨床検査技師会
保険期間	平成 24 年 4 月 1 日午後 4 時から 1 年間
募集期間	平成 24 年 1 月 20 日から 3 月 19 日まで
引受条件 (保険金額等)、 保険料、保険料払込方法等	引受条件 (保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	社団法人京都府臨床検査技師会に所属する臨床検査技師・衛生検査技師
被保険者	社団法人京都府臨床検査技師会に所属する臨床検査技師・衛生検査技師
お支払方法	平成 24 年 3 月 19 日までに保険料を京臨技事務局までお支払いください。
お手続き方法	添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の京臨技事務局までご送付ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、平成 24 年 4 月 20 日から 5 月 20 日まで受付をしています。その場合の保険期間は、6 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日午後 4 時までとなります。
中途脱退	この保険から脱退 (解約) される場合は、ご加入窓口の京臨技事務局までご連絡ください。

【保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>医療業務上の事故</p>	<p>被保険者(注1)が、日本国内において医療業務等(以下「医療業務」といいます。)を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、またはその財物(その医療業務の対象となる者から受託している財物(以下「受託物」といいます。))を含みます。)を損壊した場合(以下「事故」といいます。))において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注2)等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)被保険者とは、臨床検査技師・衛生検査技師をいいます。 (注2)修理費、再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 (注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識し得たときを含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。))のいずれか早い時点でなされたものとして扱います。</p> <p>※保険期間開始前の医療業務にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合(被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いします。</p> <p>※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払い対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に違反して行った医療業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。))に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいによって生じた賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 <p>など</p>
<p>初期対応費用</p>	<p>医療業務上の事故が生じたことにより、被保険者が損害を負担するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者が負担した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な費用にかぎります。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故現場の保存・記録に要する費用 (2) 事故原因・状況の調査に要する費用 (3) 事故現場の取り片付けに要する費用 (4) 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要する人件費(事故が生じなかったとしても発生するものを除きます。)、交通費、宿泊費等の費用 (5) 通信費 (6) 被害者の生命または身体を害したことに對する見舞金または見舞品購入費用 (7) その他(1)から(5)までに準ずる費用 <p>(注)(6)に規定する費用については、1回の事故につき、被害者1名につき3万円を限度とします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて保険金額を限度とします。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に違反して行った医療業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。))に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいによって生じた賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 <p>など</p>
<p>人格権侵害</p>	<p>被保険者が医療業務の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。))により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (2) 口頭、文書等による名誉き損またはプライバシーの侵害 <p>ただし、1回の事故および保険期間を通じて加入者証記載の保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。))に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④被保険者、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 <p>など</p>

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご加入時における注意事項)

- ・保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
 - ・加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- (1) 保険契約者または被保険者の方には、ご加入の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)臨検検査技師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。 など
- 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

●通知義務(ご加入後における注意事項)

- (1) ご加入後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※) 取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等の記載事項の変更、ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- ※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。
- ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。
 - ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ご加入者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 個人情報の取扱いについて
 - ・保険契約者は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - ・損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
 - この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
 - この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
 - 既加入者については、前年度契約と同一条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
 - 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
 - 平成22年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
 1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
 - 補償の対象となる事故は、保険期間中に発見された事故にかぎります。
 - 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

万一事故にあわれたら

● 万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
 - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または運送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- (※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

● 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
※ 本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

● 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ※ 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

● 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、住民票 等
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書
③ 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 等

- (注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号 0570-022808(ナビダイヤル)(受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで)
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店
ノバリ株式会社 担当: 山崎
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町 3-5-4
TEL 0120-88-7327 FAX 0120-88-7328

引受保険会社
株式会社損害保険ジャパン 東東京支店江東支社 担当: 吉田
〒136-0071
東京都江東区亀戸 1-28-6 タニビル 7F
TEL 03-3682-7892 FAX 03-3682-7728
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

■ 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートデスクへご連絡ください。

(フリーダイヤル) 0120-727-110

受付時間 ◆ 平日/午後5時から翌日午前9時まで ◆ 土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間

※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。